

まず第1号30年度一般会計予算です。4億7,800万円余りの可燃物処理場建設広域負担金には、現在、東部広域行政管理組合が建設を進めている新しいごみ処理施設に係る負担金が含まれています。120tの炉が2つ、日量240tの処理能力があり、ごみを燃やすことで高効率な発電を行い売電する計画です。34年度4月に試運転、8月から本稼動し、20年間運営・管理されます。建設に係る本市の想定負担額は108.4億円、運営費については今後の協議によるということですが、総額334億円余り想定されている大事業です。運営費についても、本市の負担割合が高くなるのは明らかです。このような大事業について、どれだけの市民が知っているのでしょうか。本市は住民説明会を開く考えはないと言われました。要請があればやるということですが、それではいけません。負担をするのは市民です。まずは説明責任を果たすことを求めます。

次に5号、50号は国保に関する議案です。30年度からは資産割が廃止されます。資産割は土地を持っている年金生活者や低所得者などにとっては負担が重く、しかも固定資産税との2重課税だという批判もあり、資産割の廃止は当然です。しかしながら、そのために資産のない世帯の国保料が上がってしまいます。資産割廃止による減収分は2.1億円ですが、国保運営準備基金1.2億円程を活用すれば資産がない世帯の引き上げをしなくても済むのではないのでしょうか。11億円もある基金、これでは宝の持ち腐れです。国保料の算出方式を変えることによって発生する影響は、基金を活用すべきです。

それから、特別医療費助成に対する国のペナルティは30年度から未就学児分に限っては廃止されるものの、まだ大部分のペナルティは残ります。そもそも市町村が住民のために行っている施策に対し、国がペナルティを課すこと自体が間違っており、早急に廃止すべきです。本市は、道理のない国のペナルティ分は保険料に上乗せすべきではないとの考え方から、一般会計から全額繰り入れて、被保険者を守ってこられました。なかなか表には出てこない、見えにくいことですが、本当に被保険者の立場に立った対応だと私は思ってきました。

ところが、新年度からはペナルティ分5,800万円の半分しか一般会計から繰入されません。それは、国保の都道府県化で新たに保険者となる県も、応分の負担をすべきという理由からです。しかし、県は負担しません。昨年、決算審査特別委員会において福祉保健分科会から、県がペナルティに対する負担を行わない正当な理由はないといった厳しい指摘がありました。まさにその通りで、正当な理由がないことで、被保険者への負担が放置されてはいけません。市長がこれまで述べてこられた「国のペナルティ分は保険料に上乗せすべきではない」との考えで、県が動くまでは従来通り全額一般会計から繰り入れすべきで

す。

そして、引き続き、県へ応分の負担を強く求めていただくことは要望します。応分とはペナルティの半分、県の一般会計からの繰入での負担を求めてください。県は、特別調整交付金でペナルティの4分の1財政負担をしていると言っていて、それで責任を果たしているといったような姿勢ですから、念のために言っておきます。

次に10号、82号は介護保険に関する議案です。これまでも高いといった声が多くあり、引き下げが望まれている保険料が4.4%引き上げとなります。年金は減らされる一方で、保険料が上がってはたまりません。介護保険制度に係る費用は、公費と保険料が2分の1ずつ負担し賄うとされています。まさにこれが保険料の引き上げにつながるしくみであり、国に対しては公費の負担割合を高めることを要望していただくよう求めます。そして、国が禁止していない一般会計の繰入で保険料の軽減をすることを求めます。

さて、4月から始まる第7期介護保険事業計画には、昨年国会で成立した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法一部改正が反映されています。一定以上の所得がある人は27年度に利用料が2割負担となりましたが、さらに今回3割負担が導入されます。本来受けるべきサービスの利用抑制をまねくおそれがあります。また、保険者機能強化のために財政的インセンティブが設けられませんが、これは自治体に要介護度や介護給付費を抑えることを競わせるもので、給付抑制につながる危険があります。介護療養病床の廃止のための介護医療院が創設されます。安倍政権が掲げる『我が事・丸ごと』地域共生社会に向け、障がい児・者、高齢者が同時に利用できる「共生型サービス」の創設もあります。誰も否定できない「助け合い」や共生を掲げ、共助・互助を組み込むことは公的責任の後退を招きかねません。

83号～85号、94号もこれに係る部分があり認められません。

18号の水道事業会計は、水道料金の大幅引き上げの予算となっています。市民の合意形成がなされていません。

81号は市職員の退職手当を引き下げる議案です。官民均衡の確保を理由に国家公務員退職手当法が一部改正され、平均で約78万円の引き下げと言われていました。平成24年には約400万円の引き下げがありました。国家公務員に準じた措置ですが、当然、市職員の生涯設計に大きな影響を及ぼします。公務という特殊性のある仕事、退職後も課される守秘義務、雇用保険の適用がないことなど、単純に民間と比べるものではないと考えます。

以上、理由を述べ反対の討論とします。